

災害に備えて

防災部規約・防災計画綴り

富士見町町内会

## 富士見町町内会防災部規約

(制定昭和 57 年 12 月 1 日)

(改定平成 8 年 4 月 1 日)

(設置)

第 1 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号)第 5 条第 2 項の規定による住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、富士見町町内会に防災部を設置する。

(事務所の所在地)

第 2 条 防災部の事務所は、町内会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 防災部は、住民の自主的な防災活動により、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 防災部は、地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急活動を行うほか、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災資機材の整備に関すること。
- (4) 防災訓練。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業。

(構成員)

第 5 条 防災部は、富士見町町内会会員をもって構成する。

(役員)

第 6 条 防災部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 3 名
- (3) 班長 若干名

2 役員を選出方法及び任期は、富士見町町内会役員のそれと同様とする。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 部長は、防災部を代表し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行うほか、防災部の事務を総括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 班長は、地震等の発生時における応急活動の陣頭指揮をするほか、防災部の運営にあたる。

(役員会)

第8条 役員会は、部長、副部長及び班長をもって構成する。

- 2 役員会は、必要の都度、部長が招集する。
- 3 役員会は、防災部の運営に必要な事項を議決する。

(防災計画)

第9条 防災部は、目的を達成させるため、次の事項について、あらかじめ防災計画を作成する。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項。
  - (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導の実施方法並びに一時避難場所に関する事項。
  - (3) 防災知識の普及に関する事項。
  - (4) 防災訓練の実施に関する事項。
  - (5) その他必要な事項。
- 2 防災計画の修正は、必要な都度、直ちに実施する。

(経費)

第10条 防災部の運営に要する経費は、富士見町町内会の予算に計上する。

付 則

この規約は、昭和57年（1982年）12月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成8年（1996年）4月1日から施行する。